

沖縄県市町村公文書管理
支援事業報告書

残そう未来へ
地域の歩み

2021年3月



(公財)沖縄県文化振興会

沖縄県市町村公文書管理 支援事業報告書

2021年3月

(公財) 沖縄県文化振興会

目次

はじめに

市町村の公文書管理支援事業について	1
-------------------------	---

第1章 市町村公文書管理実態調査【小谷允志】

1. 各市町村の公文書管理ルール分析.....	3
2. アンケート調査結果のまとめ.....	21
3. 県内市町村における公文書管理・アーカイブズの課題と改善策のまとめ.....	32

第2章 「市町村公文書管理シンポジウム」報告

1. シンポジウム概要.....	35
2. 基調講演：公文書管理法の求める自治体の公文書管理.....【小谷允志】	37
3. 講演：地域の歴史と公文書管理.....【仲本和彦】	72
4. 報告：市町村文書管理アンケート調査結果について.....【大城博光】	85
5. ディスカッション.....	98

第3章 スマートアーカイブズのすすめ.....【大城博光】

115

第4章 資料編

1. 公文書管理法と県内地方自治体の公文書管理ルールの比較	
(1)公文書管理ルール収集の概要.....	133
(2)公文書管理法と県内地方自治体の公文書管理ルールとの比較表.....	134
2. アンケート調査	
(1)アンケート調査の概要.....	144
(2)アンケート調査票.....	145
(3)アンケート調査集計結果（質問別）.....	149
(4)アンケート調査集計結果（市町村別）.....	152

おわりに	156
------------	-----

はじめに

市町村の公文書管理支援事業について

「歴史資料として重要な公文書等」(以下「歴史公文書」という。)は地域の歴史や文化を継承し、伝えていく貴重な記録である。国は2009年、「公文書等の管理に関する法律」(以下「公文書管理法」という。)を制定し、国の公文書管理のあり方を大きく改定した。公文書管理法は、公文書等を「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」と位置付け、公文書管理の目的を「現在及び将来の国民に対し説明責任を果たす」ことにあるとした。つまり「現在の国民に対する説明責任」とは情報公開制度のことを意味し、「将来の国民に対する説明責任」は、歴史公文書を残し、公開する公文書館制度を意味しているのである。また公文書管理法は各自治体に対して、努力義務ではあるが公文書管理につき国と同様の施策を策定し、実施するよう求めている(公文書管理法第34条)。

しかしながら県内市町村において、歴史公文書を残す役割を担う公文書館の設置は今のところ北谷町の1館のみに止まっている。また今のところ公文書管理ルールの条例化を図った自治体はなく、全体的な公文書管理改善に対する動きも活発とは言えない状況にある。このような状況に鑑み、公益財団法人沖縄県文化振興会(以下「当財団」という。)はこれまで長年にわたり沖縄県公文書館の管理運営で培ってきた経験とノウハウを活用し、県内市町村が歴史公文書を適正確実に保存・利用できるよう支援するプロジェクトを立ち上げた。これは少しでも地域の歴史と文化の継承に貢献することができればという思いからである。具体的な事業としての実施計画は次の通りである。

(1) 事業期間 2019年8月～2021年3月

(2) 事業計画

- ① 各市町村の文書管理ルールを収集、分析し、課題を明らかにする。
- ② 各市町村へのアンケート調査を実施し、文書管理及びアーカイブズに関する課題を明らかにする。
- ③ 市町村の文書管理担当者を対象に公文書管理の重要性と課題共有化のためのシンポジウムを開催する。
- ④ アンケート調査等の結果を基にヒアリング調査を実施し、課題を整理するとともに課題解決に向けた取り組み方法を構築する。
- ⑤ 最小の経費で公文書館機能を実現するミニマムモデルを考案する。
- ⑥ 市町村文書管理者会議「公文書管理を島ぐるみで考える会(仮称)」の設置を検討する。

- ⑦ 以上より総合的に課題を整理すると共に、当財団が提供すべき支援策を取りまとめ報告書を作成し、公表する。

【市町村公文書管理支援事業 検討会議メンバー】

<外部有識者>

小 谷 允 志 (株) 出版文化社アーカイブ研究所長
真 栄 城 香 代 子 前沖縄県公文書館長

< (公財) 沖縄県文化振興会 >

上 與 那 原 美 和 子 沖縄県公文書館長
大 城 博 光 公文書管理課長
仲 本 和 彦 公文書管理課 資料公開班長
瑞 慶 村 節 子 公文書管理課 評価選別嘱託員